

高齢者の豊富な経験・知識・技能を活かすシルバー人材センター

会員

おおむね60歳以上の健康で働く意欲のある方



会員になるためには

- おおむね60歳以上で、健康で働く意欲のある方
- シルバー人材センターの主旨に賛同した方
- 入会説明を受け、入会申し込みを提出した方
(理事会の入会承認が必要です)
- 定められた会費を納入した方

会員がシルバー人材センターで働く場合は

- シルバー人材センターは、高齢者にふさわしい仕事を企業・家庭・公共団体等から引き受け提供します。
- シルバー人材センターから提供された仕事に就いた場合、会員がその仕事を請け負うこと又は、任せられたこと(再請負、再委任)になります。
- 会員は、通常ローテーションにより就業します、
- 仕事は会員自身の技能を活かし責任を持って完成させます。
- 会員が働いた仕事量に応じて、シルバー人材センターが「配分金」を支払います。

もしもの時に安心・シルバー保険

- シルバー人材センターから提供された仕事に就いた場合、労働関係法規(労災保険等)は適用されません。
- ただし、会員が安心して働けるようにシルバー人材センターには就業規約やシルバー保険等(傷害・賠償責任)が設けられています。
- 会員の就業は雇用ではありませんので、万一事故が発生した場合は、「シルバー保険」で対応します。

シルバー人材センターのしくみは?

シルバー人材センター

仕事の契約

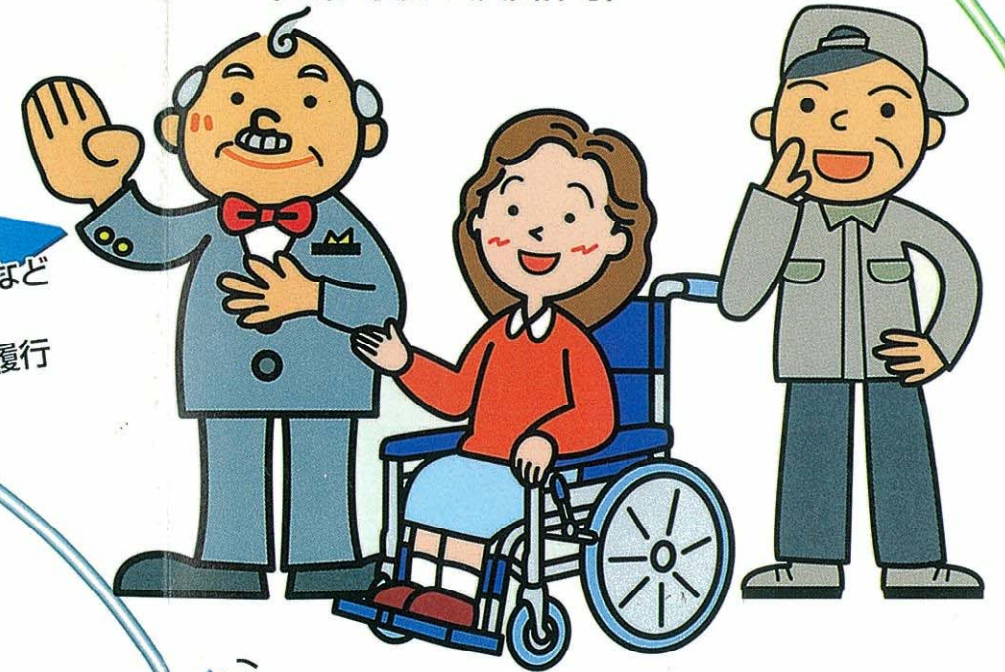


シルバー人材センターとは...

- 自主的な会員組織です。会員は自分たちで役員を選び、組織や事業の運営に参画します。
- 公共的・公益的な団体です。都道府県知事の許可を受けた社団法人で、地方公共団体及び国の補助事業です。
- 会員が働いた仕事量に応じて「配分金」を支払います。就業や収入の保証はありませんが、各人の希望と能力に応じた働き方ができます。
- 会員の技能・技術を高めるため各種の講習を実施しています。

発注者

仕事を出す方々
(企業・家庭・公共団体等)



仕事の発注にあたって

1. 公共的、公益的団体なので安心です。また収益を目的としないので、一般的に割安です。
2. 手軽に電話でお申し込みになれます。
3. 雇用や人材派遣と違い請負、委任によってセンターが仕事をお引き受けするものですから
 - 仕事は、センターが責任もって完成いたします。
 - 会員の就業については、すべてセンターにお任せいただけます。従業員と混在して就業することや発注者の指揮命令の下で就業する仕事はお引き受けいたしません。
 - 会員は、臨時的、短期的に就業するもので、短時間の場合に限り継続的に就業することができることとなっておりますので、ご注意ください。
4. 無料職業紹介も行っています。
5. 契約代金の内訳は、会員の就業の対価になりますが、賃金や給料ではありませんので、代金は外注費・委任費でお支払ください。
6. 高齢者の就業ですので、危険・有害な作業を内容とする仕事、損害賠償が多額となることが見込まれる仕事はお引き受けいたしません。

配分金の支払い

仕事に従事
臨時的・短期的など
仕事の受注
契約内容の履行

希望する職種の登録

仕事の発注 契約金の支払い